

目 次

	頁
第79期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	14
4 【経営上の重要な契約等】	14
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【主要な設備の状況】	15
2 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表等】	20
2 【中間財務諸表等】	21
第6 【提出会社の参考情報】	43
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	44
第1 【保証会社情報】	44
第2 【保証会社以外の会社の情報】	44
第3 【指数等の情報】	44
中間監査報告書	
前中間会計期間	45
当中間会計期間	47

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成15年12月25日

【中間会計期間】 第79期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社奈良銀行

【英訳名】 THE NARA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 野村正雄

【本店の所在の場所】 奈良市下三条町8番地

【電話番号】 0742(26)3800

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 総合企画部長 白川久一

【最寄りの連絡場所】 奈良市下三条町8番地

【電話番号】 0742(26)3800

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 総合企画部長 白川久一

【縦覧に供する場所】 株式会社奈良銀行大阪支店
(大阪市浪速区幸町2丁目2番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第77期中 平成13年9月	第78期中 平成14年9月	第79期中 平成15年9月	第77期 平成14年3月	第78期 平成15年3月
経常収益 (百万円)	2,566	2,238	2,115	4,746	4,368
経常利益(は経常損失) (百万円)	260	95	1,314	844	1,437
中間純利益 (は中間純損失) (百万円)	153	123	2,427		
当期純利益 (は当期純損失) (百万円)				493	2,715
資本金 (百万円)	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862
発行済株式総数 (千株)	3,007	3,007	3,007	3,007	3,007
純資産額 (百万円)	8,863	8,268	2,828	8,044	5,427
総資産額 (百万円)	186,486	187,333	181,900	184,693	184,395
預金残高 (百万円)	168,120	171,161	171,333	167,681	171,284
貸出金残高 (百万円)	119,707	128,790	127,240	124,236	129,613
有価証券残高 (百万円)	36,473	36,632	28,878	35,311	36,773
1株当たり純資産額 (円)	2,947.05	2,749.14	940.37	2,674.61	1,804.61
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失) (円)	50.91	40.98	807.12		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失) (円)				164.05	902.75
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 (円)					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
1株当たり中間配当額 (円)	20				
1株当たり配当額 (円)				20	
単体自己資本比率 (国内基準) (%)	8.91	8.23	3.20	8.30	5.50
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,621	1,961	7,346	1,464	2,678
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,449	1,217	7,447	5,579	1,653
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	42			102	
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (百万円)	2,280	7,257	6,205		
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)				10,436	6,104
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕 (人)	324 〔36〕	305 〔76〕	293 〔123〕	311 〔37〕	293 〔115〕

(注) 1 当行は中間連結財務諸表を作成していないので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2 第77期(平成14年3月)以前の1株当たりの中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)は(中間)期中平均株式数により算出しております。

3 第78期中(平成14年9月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(または中間(当期)純損失)」および「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(以下、「1株当たり情報」という。))の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2(1)中間財務諸表の「1株当たり情報」に記載しております。

4 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵告示に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は国内基準を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当行の営む事業の内容については重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	293 〔123〕
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員173人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、奈良銀行従業員組合と称し、組合員数は281人です。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

〔経済・金融の状況〕

当中間期のわが国経済は、製造業を中心とする設備投資計画の増加、収益の改善、株価の反転、世界経済の先行き不透明感の改善などを背景として、回復の兆しが見えてまいりました。また、奈良県下におきましても、県内企業の景況感は、7月～9月期において全産業で改善傾向となるなど、景気の底離れ感が鮮明になりました。

しかし一方では、回復トレンドにはあるものの、リストラ等による雇用環境の低迷、これを背景とする個人消費の弱含み、さらには、地価が商業地、住宅地とも全国平均で12年連続下落するなど、国内景気の本格的な回復にはなお時間を要する状況となっております。

このような環境下、不安定な経済環境であっても、将来にわたり安定的に収益を確保し得る経営体制を確立すべく、当行では、以下の施策に取り組んでまいりました。

〔当行の施策〕

当行は、りそなグループとして企業価値の極大化に向け、将来のリスクファクターを極力排除するという観点より、現状で想定される最大限の財務上の手当てを実施しました結果、当中間期決算は24億円の当期損失を計上する結果となりました。これにより単体自己資本比率は4%を下回ることとなったことから、15年10月10日、金融庁より、早期是正措置命令を受けるに至りました。

これに伴い当行では、りそなホールディングスを引受先とする40億円の株主割当増資を決定するとともに、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ「経営改善計画」を策定いたしました。

業務面におきましては、これまで以上に商品・サービスの充実を図り、お客様の利便性を向上させるため、15年7月にコンピュータシステムをりそな銀行のNEWTONシステムへ更改し、経営インフラの強化・充実を図りました。

また15年4月には、事業者へのご融資取組みを一層強化するため、既に本店に設置しておりましたビジネスサポートセンターを高田支店にも増設し、併せてセンター要員も増員いたしました。

更に15年9月には、「経営管理部」を新設し、同部内に「コンプライアンス室」「与信管理課」「市場業務管理課」を設置、15年10月には本部組織を従来の8部から6部1室とスリム化いたしました。

商品・サービス面におきましては、グループ専用投信の商品ラインアップの充実強化を図ったほか、店頭での投資信託販売窓口を全店に拡大し推進体制の強化を図りました。

また、投資信託と定期預金のパッケージ商品の販売金額階層を3段階から2段階へシンプル化し、お客様によりお求めいただきやすい商品内容といたしました。

個人のお客様の住宅ローンニーズに対しましては、15年4月、金利優遇にかかる商品性の見直しを行い、「奈良住宅ローン」・「奈良借換ローン」の取扱いを開始いたしましたほか、個人のお客様が資産有効活用時にご利用いただける「アパート・マンションローン」の取扱いを開始するなど、住宅ローン関連融資の一層の充実を図るとともに、金利優遇キャンペーンの実施、休日ローン相談会も実施いたしました。

一方、事業者の皆さまには、ビジネスサポートセンター要員を中心とした積極的な融資取組推進に加え、15年10月には、奈良県保証協会保証付「当座貸越(貸付専用型)根保証」の取扱いを開始するなど、地元事業者の資金ニーズに積極的にお応えいたしております。

〔当行の業績〕

当中間期の営業成績は次のとおりとなりました。

預金は、当中間期中平均残高が1,710億円(前年同期比6億円、0.4%増)と伸長いたしました。

貸出金は、住宅ローン、アパートマンションローンを中心とした個人向け貸出の増強、および県下中小企業などの幅広い資金ニーズに積極的にお応えいたしました結果、当中間期中平均残高は1,263億円(前年同期比8億円、0.7%増)と増加いたしました。

また投資信託は、商品ラインアップの拡充やグループキャンペーンの展開などにより積極的に販売いたしました結果、当中間期中の販売額は31億円(前年同期比10億円、53.1%増)、期末の預かり資産残高は73億円(前年同期比33億円、84.1%増)と大幅に増加いたしました。

損益面では、貸出金、有価証券の運用利回り低下等による資金利益の減少に加え、不良債権処理としての個別貸倒引当金繰入7億円、システム統合関連費用5億円等を計上いたしました結果、経常損失は13億円となりました。また、第二地銀協厚生年金基金積立不足額3億円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額1.5億円、事業再構築引当金の繰入1億円等により税引前中間純損失は18億円となり、繰延税金資産取崩の結果、中間純損失は24億円となりました。

・キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ101百万円増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期に比べ5,383百万円支出が増加し7,346百万円となりました。これは主に貸出金の減少2,373百万円及びコールローン等9,438百万円増加によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期に比べ8,664百万円収入が増加し7,447百万円となりました。これは主に有価証券の売却によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減はありません。

(1) 業務収支

低金利政策が続けられる中、資金運用収支は前年同期比123百万円(7.07%)減少しました。
業務粗利益は前年同期比279百万円(13.52%)減少しました。

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前中間会計期間	1,748
	当中間会計期間	1,625
うち資金運用収益	前中間会計期間	1,813
	当中間会計期間	1,703
うち資金調達費用	前中間会計期間	64
	当中間会計期間	77
役務取引等収支	前中間会計期間	140
	当中間会計期間	157
うち役務取引等収益	前中間会計期間	246
	当中間会計期間	271
うち役務取引等費用	前中間会計期間	106
	当中間会計期間	113
その他業務収支	前中間会計期間	176
	当中間会計期間	3
うちその他業務収益	前中間会計期間	176
	当中間会計期間	137
うちその他業務費用	前中間会計期間	
	当中間会計期間	134

(注) 当行は国際業務は行っておりませんので、国内業務の状況を記載しております。

(2)以下の記載においても同様であります。

(2) 資金運用 / 調達の状況

資金運用利回りは前年同期比0.05%低下し、資金調達利回りは0.02%の増加となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	172,263	1,813	2.09
	当中間会計期間	166,000	1,703	2.04
うち貸出金	前中間会計期間	125,509	1,613	2.56
	当中間会計期間	126,315	1,565	2.47
うち有価証券	前中間会計期間	35,146	186	1.05
	当中間会計期間	31,807	127	0.79
うちコールローン 及び買入手形	前中間会計期間	10,024	0	0.00
	当中間会計期間	5,295	0	0.00
うち預け金	前中間会計期間	209	0	0.02
	当中間会計期間	323	0	0.01
資金調達勘定	前中間会計期間	170,417	64	0.07
	当中間会計期間	171,052	77	0.09
うち預金	前中間会計期間	170,417	64	0.07
	当中間会計期間	171,037	77	0.09
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間会計期間			
	当中間会計期間	15	0	0.00

(3) 役務取引の状況

役務取引収支は前年同期比17百万円(12.49%)の増加となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間会計期間	246
	当中間会計期間	271
うち預金・貸出業務	前中間会計期間	12
	当中間会計期間	72
うち為替業務	前中間会計期間	83
	当中間会計期間	85
うち証券関連業務	前中間会計期間	1
	当中間会計期間	26
うち代理業務	前中間会計期間	46
	当中間会計期間	9
うち保護預り・貸金庫業務	前中間会計期間	11
	当中間会計期間	18
うち保証業務	前中間会計期間	3
	当中間会計期間	4
うち投信窓販業務	前中間会計期間	39
	当中間会計期間	26
役務取引等費用	前中間会計期間	106
	当中間会計期間	113
うち為替業務	前中間会計期間	20
	当中間会計期間	18

(4) 特定取引の状況

該当ありません。

(5) 預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	前中間会計期間	171,161
	当中間会計期間	171,333
うち流動性預金	前中間会計期間	60,966
	当中間会計期間	62,145
うち定期性預金	前中間会計期間	108,165
	当中間会計期間	107,230
うちその他	前中間会計期間	2,029
	当中間会計期間	1,958
譲渡性預金	前中間会計期間	
	当中間会計期間	
総合計	前中間会計期間	171,161
	当中間会計期間	171,333

(6) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年 9月30日		平成15年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	128,790	100.00		
製造業	14,799	11.49		
農業	334	0.26		
林業	22	0.02		
漁業				
鉱業				
建設業	9,702	7.53		
電気・ガス・熱供給・水道業	667	0.52		
運輸・通信業	3,601	2.80		
卸売・小売業、飲食店	19,131	14.85		
金融・保険業	6,846	5.32		
不動産業	22,282	17.30		
サービス業	15,751	12.23		
地方公共団体	1,556	1.21		
その他	34,093	26.47		
国内(除く特別国際金融取引勘定分)			127,240	100.00
製造業			13,259	10.42
農業			343	0.27
林業				
漁業				
鉱業				
建設業			9,775	7.68
電気・ガス・熱供給・水道業			594	0.47
情報通信業			414	0.33
運輸業			3,035	2.39
卸売・小売業			16,301	12.81
金融・保険業			7,130	5.60
不動産業			19,825	15.58
各種サービス業			18,432	14.49
地方公共団体			1,565	1.23
その他			36,561	28.73

(注) 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

(7) 有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	金額(百万円)
国債	前中間会計期間	21,580
	当中間会計期間	17,722
地方債	前中間会計期間	401
	当中間会計期間	400
社債	前中間会計期間	10,193
	当中間会計期間	7,703
株式	前中間会計期間	909
	当中間会計期間	569
その他の証券	前中間会計期間	3,546
	当中間会計期間	2,482
合計	前中間会計期間	36,632
	当中間会計期間	28,878

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	2,065	1,786	279
経費(除く臨時処理分)	1,678	1,917	239
人件費	971	932	39
物件費	645	893	248
税金	61	90	29
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	386	131	517
一般貸倒引当金繰入額		78	78
業務純益	386	53	439
うち債券関係損益	176	2	174
臨時損益	291	1,261	970
株式関係損益	201		201
不良債権処理損失		718	718
貸出金償却		0	0
個別貸倒引当金繰入額		717	717
債権売却損失引当金繰入額			
その他臨時損益	90	542	452
経常利益	95	1,314	1,409
特別損益	117	577	694
うち動産不動産処分損益		82	82
税引前中間純利益	213	1,891	2,104
法人税、住民税及び事業税	2	4	2
法人税等調整額	87	531	444
中間純利益	123	2,427	2,550

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭信託に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.09	2.04	0.05
(イ) 貸出金利回	2.56	2.47	0.09
(ロ) 有価証券利回	1.05	0.79	0.26
(2) 資金調達原価	2.04	2.32	0.28
(イ) 預金等利回	0.07	0.09	0.02
(ロ) 外部負債利回			
(3) 総資金利鞘	-	0.28	0.33

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	10.89	4.99	15.88
業務純益ベース	10.89	2.02	12.91
中間純利益ベース	3.46	92.35	95.81

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	171,161	171,333	172
預金(平残)	170,417	171,037	620
貸出金(未残)	128,790	127,240	1,550
貸出金(平残)	125,509	126,315	806

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	134,308	136,505	2,197
法人	27,345	29,456	2,111
合計	161,653	165,961	4,308

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	26,992	29,232	2,240
うち住宅ローン残高	23,988	26,494	2,506
うちその他ローン残高	3,004	2,738	266

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	116,236	115,041	1,195
総貸出金残高	百万円	128,790	127,240	1,550
中小企業等貸出金比率	/ %	90.25	90.41	0.16
中小企業等貸出先件数	件	11,859	11,159	700
総貸出先件数	件	11,901	11,191	710
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.64	99.71	0.07

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	7	81	6	9
保証	708	5,934	631	5,403
計	715	6,016	637	5,413

(自己資本比率の状況)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	3,862	3,862
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	1,847	446
	その他資本剰余金		
	利益準備金	356	
	任意積立金	792	
	中間未処分利益	287	2,427
	その他		
	その他有価証券の評価差損()		11
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	営業権相当額()		
	計 (A)	7,147	1,869
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	724	724
	一般貸倒引当金	646	629
	負債性資本調達手段等		
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)		
計	1,371	1,354	
	うち自己資本への算入額 (B)	1,371	1,354
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	8,518	3,223
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	97,381	95,240
	オフ・バランス取引項目	6,061	5,413
	計 (E)	103,397	100,654
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.23	3.20

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時ににおける償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	77	72
危険債権	33	35
要管理債権	40	33
正常債権	1,199	1,187

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

15年9月期決算での将来のリスクファクターの抜本処理に伴う多額の損失計上に伴い、当中間期において資産の健全化および財務上の課題は一扫できたと考えています。今後は、りそなグループの取組方針である、「顧客重視」の視点を重視した「金融サービス業」への転換、「企業価値」の極大化に向けた経営改善への取組み強化を基本方針とし、抜本的な収益改善を実現するとともに、早期に黒字体質への転換を図ることが、経営の最重要課題であると認識しております。

このような認識のもと、経営改善施策として、個人・中小企業向け貸出、役務取引等利益の増強等による多面的な収益力強化への取組み、および営業店体制見直し等による営業部門への経営資源の集中配分による営業体制の効率化、店舗統廃合等、更なる合理化の推進による経費構造を改善することにより、ローコストオペレーションの実現を図ってまいります。

一方、経営の健全性の維持・向上の観点から、リスク管理の重要性を踏まえ、グループ共通で進める統合リスク管理手法に基づき、各種リスクファクターにおける統合管理を実施し、管理強化を図ってまいります。

また、法令遵守体制の整備を図り、実効性のある施策を検討・実施していくとともに、金融サービス業への進化を図るべく行内の意識改革に取り組んでまいります。

さらに、地域金融機関として、中小企業金融再生に向けた取組を通じて、地域経済の活性化に資するよう「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を着実に実行してまいります。

以上の施策を着実に実行することで、当行に対する信頼を回復し、地域金融機関として存立基盤を確固たるものとしてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前事業年度末において計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
当行	その他		システム移行ソフト	250	平成15年7月

(注) 上記システムへの移行に伴い、旧システムに係るソフトウェア59百万円を当中間会計期間において除却いたしました。

(2) 重要な設備の除却等

当中間会計期間において新たに確定した重要な設備の閉鎖、除却の計画は、次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	完了年月
当行	奈良中央支店	奈良市	営業店舗	7	(平成15年12月廃止予定) 本店営業部に統合
	紀寺支店	奈良市	営業店舗	10	(平成16年1月廃止予定) 大安寺支店に統合
	青山支店	奈良市	営業店舗	13	(平成16年2月廃止予定) 本店営業部に統合

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	7,500,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月25日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,007,700	3,087,700	該当ありません	すべて議決権を有しております
計	3,007,700	3,087,700		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年6月23日		3,007		3,862,274	1,401,656	446,285

(注) 欠損補填のため資本準備金の取崩を行なったものであります。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成15年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	3,007,700	100.00
計		3,007,700	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,007,700	30,077	
単元未満株式			
発行済株式総数	3,007,700		
総株主の議決権		30,077	

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

当行の株式は非上場・未登録につき、当該中間会計期間における月別最高・最低株価は記載していません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役	非常勤	田中 卓	昭和27年9月10日生	昭和50年4月 大和銀行入行 平成7年1月 市岡支店長 平成9年1月 住道支店長 平成10年7月 御堂筋支店長 平成13年4月 営業統括部ローン事業部長 平成14年6月 船場支店長 平成15年3月 りそな銀行 船場支店長 平成15年10月 当行取締役(非常勤) りそなホールディングス 執行役員業務管理部システム 企画室長 りそな銀行 執行役員シス テム部長	

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	非常勤	川崎 博司	平成15年10月1日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼専務執行役員 経営管理部長	取締役兼専務執行役員	山本 雅久	平成15年9月1日
取締役社長	取締役頭取	野村 正雄	平成15年10月1日

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 2 前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。
- 3 当行は子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金	6	7,947	4.24	7,080	3.89	6,963	3.78
コールローン		7,200	3.84	14,500	7.97	5,000	2.71
買入金銭債権		1,332	0.71	2,214	1.22	2,276	1.23
有価証券	6	36,632	19.56	28,878	15.88	36,773	19.94
貸出金	1,2 3,4 5	128,790	68.75	127,240	69.95	129,613	70.29
その他資産		809	0.43	585	0.32	978	0.53
動産不動産	6,7 8,9	3,412	1.82	3,372	1.86	3,390	1.84
繰延税金資産		1,747	0.93	152	0.08	568	0.31
支払承諾見返		6,016	3.21	5,413	2.97	5,745	3.12
貸倒引当金		6,554	3.49	7,536	4.14	6,913	3.75
資産の部合計		187,333	100.00	181,900	100.00	184,395	100.00

(負債及び資本の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	6	171,161	91.37	171,333	94.19	171,284	92.89
その他負債		471	0.25	726	0.40	480	0.26
賞与引当金		122	0.07			118	0.06
退職給付引当金		479	0.26	694	0.38	507	0.28
債権売却損失引当金		138	0.07	151	0.08	154	0.08
事業再構築引当金				100	0.06		
再評価に係る繰延税金負債	9	676	0.36	652	0.36	676	0.37
支払承諾		6,016	3.21	5,413	2.98	5,745	3.12
負債の部合計		179,064	95.59	179,071	98.45	178,967	97.06
資本金		3,862	2.06	3,862	2.12	3,862	2.09
資本剰余金		1,847	0.98	446	0.25	1,847	1.00
資本準備金		1,847		446		1,847	
利益剰余金		1,436	0.77	2,427	1.34	1,401	0.76
利益準備金		356				356	
任意積立金		792				792	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		287		2,427		2,550	
土地再評価差額金	9	934	0.50	958	0.53	934	0.51
その他有価証券評価差額金		187	0.10	11	0.01	184	0.10
資本の部合計		8,268	4.41	2,828	1.55	5,427	2.94
負債及び資本の部合計		187,333	100.00	181,900	100.00	184,395	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		2,238	100.00	2,115	100.00	4,368	100.00
資金運用収益		1,813		1,703		3,590	
(うち貸出金利息)		(1,613)		(1,565)		(3,209)	
(うち有価証券利息配当金)		(186)		(127)		(356)	
役務取引等収益		246		271		495	
その他業務収益		176		137		217	
その他経常収益		2		2		64	
経常費用		2,142	95.74	3,429	162.14	5,805	132.91
資金調達費用		64		77		136	
(うち預金利息)		(64)		(77)		(136)	
役務取引等費用		106		113		213	
その他業務費用				134		77	
営業経費	1	1,695		1,917		3,433	
その他経常費用	2	276		1,185		1,945	
経常利益(は経常損失)		95	4.26	1,314	62.14	1,437	32.91
特別利益	3	117	5.26	43	2.05	0	0.01
特別損失	4			620	29.35	0	0.00
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		213	9.52	1,891	89.44	1,437	32.90
法人税、住民税及び事業税		2	0.10	4	0.23	9	0.23
法人税等調整額		87	3.91	531	25.11	1,268	29.03
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		123	5.51	2,427	114.78	2,715	62.16
前期繰越利益		164				164	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理損失)		287		2,427		2,550	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益 (は税引前 中間(当期)純損失)		213	1,891	1,437
減価償却費		67	50	138
貸倒引当金の増加額		117	623	241
債権売却損失引当金の増加額			3	16
賞与引当金の増加額		1	118	2
退職給付引当金の増加額		19	186	47
事業再構築引当金の増加額			100	
第二地銀協厚生年金基金 積立不足額			283	
資金運用収益		1,813	1,703	3,590
資金調達費用		64	77	136
有価証券関係損益()		25	3	251
貸出金の純増()減		4,554	2,373	5,377
預金の純増減()		3,479	48	3,603
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		83	16	252
コールローン等の純増()減		439	9,438	817
資金運用による収入		1,895	1,718	3,733
資金調達による支出		183	64	280
その他		527	441	715
小計		1,952	7,335	2,668
法人税等の支払額		9	10	9
営業活動による キャッシュ・フロー		1,961	7,346	2,678
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		8,877	4,137	13,004
有価証券の売却による収入		4,927	9,452	6,781
有価証券の償還による収入		2,749	2,240	4,620
動産不動産の取得による支出		17	114	50
投資活動による キャッシュ・フロー		1,217	7,447	1,653
財務活動による キャッシュ・フロー				
財務活動による キャッシュ・フロー				
現金及び現金同等物の増減額		3,178	101	4,332
現金及び現金同等物の 期首残高		10,436	6,104	10,436
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		7,257	6,205	6,104

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>当行は、りそなグループとしての企業価値最大化を目指すべく、確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施したことにより、当中間期において2,427百万円の間純損失を計上、国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当行は、当該状況を解消すべく、平成15年10月10日開催の取締役会で、株式会社りそなホールディングスに対して4,000百万円の増資を決議し、平成15年11月20日新株式を発行しました。また平成15年10月10日金融庁に「経営の健全性の確保のための計画」を提出いたしました。これは業績の回復に向けて、顧客重視を基軸とした経営の徹底による金融サービス業への進化及び企業価値の極大化にむけた経営改善への取組み強化等を経営の基本とし、徹底的な収益改善のための方策を織込んでおります。今後はこの計画を実行することにより、自己資本のより一層の充実を図る予定であります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。</p>	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については、中間期末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外のものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については、中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については、期末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外のものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物： 3年～50年 動産： 3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物： 3年～50年 動産： 3年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。</p>		<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(15年)による定額法により、翌期から損益処理しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(15年)による定額法により、翌事業年度から損益処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 会計基準変更時差異(202百万円)については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は155百万円増加、「税引前中間純損失」は155百万円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(15年)による定額法により、翌期から損益処理しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(202百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(4) 債権売却損失引当金 ㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 債権売却損失引当金 同左</p>	<p>(4) 債権売却損失引当金 同左</p>
		<p>(5) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における収益構造改革のための希望退職制度の実施に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。	同左	同左
7 その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(金融商品会計)</p> <p>その他有価証券のうち時価のある株式については、前中間会計期間は中間決算日の市場価格により評価していましたが、前事業年度より決算日の市場価格から決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく評価に変更しております。これは、平成13年12月の持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」設立による経営統合に伴う親子会社間の会計方針統一のためであります。なお、前中間会計期間において中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均で評価した場合には、前中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は、5百万円増加し、その他有価証券評価差額金は1百万円増加いたします。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,447百万円、延滞債権額は7,524百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は81百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、3,919百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,972百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,397百万円、延滞債権額は7,244百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は79百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、3,289百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,011百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は3,015百万円、延滞債権額は7,399百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は458百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,701百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,573百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,620百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,831百万円 担保資産に対応する債務 預金 411百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券7,971百万円、預け金9百万円を差し入れております。</p> <p>7 動産不動産の減価償却累計額 3,148百万円</p> <p>8 動産不動産の圧縮記帳額 52百万円</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条の規定により公示された価格、および同施行令第2条第2号に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定された標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的調整を行って算出したしております。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,895百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,024百万円 担保資産に対応する債務 預金 372百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券8,074百万円、預け金9百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は448百万円であります。</p> <p>7 動産不動産の減価償却累計額 3,241百万円</p> <p>8 動産不動産の圧縮記帳額 52百万円</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条の規定により公示された価格、および同施行令第2条第2号に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定された標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的調整を行って算出したしております。</p>	<p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,631百万円であります。</p> <p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,880百万円 担保資産に対応する債務 預金 482百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券8,001百万円、預け金9百万円を差し入れております。</p> <p>7 動産不動産の減価償却累計額 3,212百万円</p> <p>8 動産不動産の圧縮記帳額 52百万円</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価にかかる繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条の規定により公示された価格、および同施行令第2条第2号に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定された標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的調整を行って算出したしております。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は892百万円であります。	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は994百万円であります。	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は892百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)												
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、株式等償却171百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金戻入益117百万円であります。</p>	建物・動産	45百万円	その他	22百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>44百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額639百万円及びシステム統合関連費用513百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、主に賞与引当金戻入益であります。</p> <p>4 特別損失は、第二地銀協厚生年金基金積立不足額283百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額155百万円、動産不動産除却損82百万円及び事業再構築引当金繰入額100百万円であります。</p>	建物・動産	44百万円	その他	6百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>36百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,293百万円及び株式等償却269百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	93百万円	その他	36百万円
建物・動産	45百万円													
その他	22百万円													
建物・動産	44百万円													
その他	6百万円													
建物・動産	93百万円													
その他	36百万円													

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																		
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>7,947百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>690百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>7,257百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	7,947百万円	日本銀行以外の預け金	690百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>7,257百万円</u>	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>7,080百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>875百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>6,205百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	7,080百万円	日本銀行以外の預け金	875百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>6,205百万円</u>	<p>現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>6,963百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>859百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>6,104百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	6,963百万円	日本銀行以外の預け金	859百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>6,104百万円</u>
現金預け金勘定	7,947百万円																			
日本銀行以外の預け金	690百万円																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>7,257百万円</u>																			
現金預け金勘定	7,080百万円																			
日本銀行以外の預け金	875百万円																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>6,205百万円</u>																			
現金預け金勘定	6,963百万円																			
日本銀行以外の預け金	859百万円																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>6,104百万円</u>																			

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>182</td> <td>85</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>189</td> <td>86</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	動産	182	85	97	その他	7	1	5	合計	189	86	102	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>338</td> <td>36</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>137</td> <td>9</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>475</td> <td>46</td> <td>428</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	動産	338	36	301	その他	137	9	127	合計	475	46	428	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>261</td> <td>104</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>270</td> <td>106</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	動産	261	104	157	その他	9	2	7	合計	270	106	164
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
動産	182	85	97																																															
その他	7	1	5																																															
合計	189	86	102																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																															
動産	338	36	301																																															
その他	137	9	127																																															
合計	475	46	428																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
動産	261	104	157																																															
その他	9	2	7																																															
合計	270	106	164																																															
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 33百万円 1年超 74百万円 合計 108百万円 ・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 18百万円 減価償却費相当額 15百万円 支払利息相当額 2百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 86百万円 1年超 344百万円 合計 431百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 35百万円 減価償却費相当額 32百万円 支払利息相当額 5百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 46百万円 1年超 124百万円 合計 171百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 40百万円 減価償却費相当額 35百万円 支払利息相当額 5百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債					
社債	500	481	18		18
その他	2,898	2,949	51	70	18
合計	3,398	3,431	33	70	37

(注) 1 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	445	378	66	5	72
債券	31,156	31,576	419	434	15
国債	21,362	21,580	218	218	0
地方債	398	401	2	2	
社債	9,395	9,594	198	214	15
その他	678	648	30	0	30
合計	32,280	32,602	322	440	118

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」は「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断し、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理は、171百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したものは、回復可能性を検討した上で減損処理を行う。

時価が取得原価に比べて50%以上下落したものは、一律減損処理を行う。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	99
非上場外国証券	
非上場地方債	
非上場事業債	99
その他有価証券	531
非上場株式(店頭売買株式を除く)	531

当中間会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債					
社債	500	492	7		7
その他	1,898	1,870	28	21	49
合計	2,398	2,362	36	21	57

(注) 1 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	157	190	32	39	6
債券	25,360	25,326	34	156	190
国債	17,794	17,722	72	80	152
地方債	399	400	1	1	
社債	7,167	7,203	36	74	38
その他	574	583	9	9	
合計	26,093	26,100	7	204	197

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間において減損処理した銘柄はありません。

なお、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

時価が取得原価にくらべて30%以上下落したものは、回復可能性を検討した上で減損処理を行う。

時価が取得原価にくらべて50%以上下落したものは、一律減損処理を行う。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	378
非上場株式(店頭売買株式を除く)	378

前事業年度末

1 売買目的有価証券

第78期(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)該当ありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債					
地方債					
社債	500	493	6		6
その他	1,898	1,932	34	74	40
合計	2,398	2,426	27	74	46

(注) 1 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	157	133	24		24
債券	32,865	33,228	363	430	67
国債	23,332	23,481	149	193	44
地方債	398	405	6	6	
社債	9,133	9,341	207	230	23
その他	574	554	20		20
合計	33,597	33,916	318	430	112

(注) 1 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算出された額により、またそれ以外については、当事業年度末日における市場価格に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内容であります。

4 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	6,760	221	200

5 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	99
非上場外国証券	
非上場地方債	
非上場事業債	99
その他有価証券	358
非上場株式(店頭売買株式を除く)	358

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,459	18,627	5,209	3,432
国債	4,911	13,530	2,083	2,955
地方債			405	
社債	1,547	5,096	2,720	477
その他		991	900	500
合計	6,459	19,618	6,109	3,932

(金銭の信託関係)

前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)及び前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)ともに該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	322
その他有価証券	322
その他の金銭の信託	
繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	135
その他有価証券評価差額金	187

当中間会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7
その他有価証券	7
その他の金銭の信託	
繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	18
その他有価証券評価差額金	11

前事業年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	318
その他有価証券	318
その他の金銭の信託	
繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	133
その他有価証券評価差額金	184

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)及び前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)ともに該当ありません。

(1株当たり情報)

区分	前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	2,749円14銭	940円37銭	1,804円61銭
1株当たり 中間(当期)純利益 (は1株当たり 中間(当期)純損失)	40円98銭	807円12銭	902円75銭

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次の通りであります。

		前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
中間(当期)純利益 (は中間(当期) 純損失)	百万円	123	2,427	2,715
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (は中間(当期) 純損失)	百万円	123	2,427	2,715
普通株主に 帰属しない金額	百万円			
普通株式の 期中平均株式数	千株	3,007	3,007	3,007

2 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

当中間会計期間及び前事業年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、純損失が計上されており、また、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>資本増加</p> <p>当行は、平成15年10月10日開催の取締役会において、平成15年11月19日を払込期日とする下記内容の株主割当による新株の発行を決議し、平成15年11月20日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は3,087千株、資本金は5,862百万円、資本準備金は2,446百万円となりました。</p> <p>(1) 発行株式数 普通株式80,000株</p> <p>(2) 割当方法 平成15年10月26日(日)最終の株主名簿に記載ある株主に対し、1株につき新株式0.0265984株の割合をもって割当てる。ただし、割当の結果生じる1株未満の端数は切捨てる。</p> <p>(3) 発行価額 1株につき50,000円</p> <p>(4) 資本組入額 1株につき25,000円</p> <p>(5) 発行価額の総額 4,000,000,000円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 2,000,000,000円</p> <p>(7) 払込期日 平成15年11月19日(水)</p> <p>(8) 配当起算日 平成15年 4月 1日(火)</p> <p>(9) 資金の用途 全額運転資金に充当する。</p>	<p>株式会社りそなホールディングス及び株式会社りそな銀行に対する銀行法に基づく業務改善命令とその対応</p> <p>当行は、りそなグループに属しておりますが、株式会社りそなホールディングスは、平成15年3月末における第2基準に係る連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、同社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成15年3月末における国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>当該状況を踏まえ、平成15年5月17日金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定が行われました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に株式会社りそな銀行は預金保険機構に資本増強の申込みを行い、また、平成15年6月2日に株式会社りそなホールディングス及び同行は金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。</p> <p>この資本増強の申込みに関しまして、平成15年6月10日内閣総理大臣により預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。この決定に基づき株式会社りそな銀行は預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式を発行することを決議しました。なお、当該株式は、株式交換により、株式会社りそなホールディングスの普通株式及び議決権付優先株式に交換される予定であります。</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第78期) | 自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日 | 平成15年6月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書 | | | 平成15年10月10日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当ありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当ありません。

第3 【指数等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社奈良銀行

取締役頭取 野村正雄 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 重松孝司 ㊞

関与社員 公認会計士 小西幹男 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社奈良銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第78期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社奈良銀行の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当行が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社奈良銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 鈴木 茂 夫 ㊞
関与社員

関与社員 公認会計士 荒井 憲 一 郎 ㊞

関与社員 公認会計士 松 村 豊 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社奈良銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第79期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社奈良銀行の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当中間期末において国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けた結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
- (2) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削除により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったため、その残額を一括償却することに変更した。
- (3) 資本増加に関する事項が重要な後発事象として記載されている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。